

速報！平成22年度税制改正

～平成22年度税制改正大綱発表される！主な改正内容は以下のとおり～

【相続税・贈与税】

項目	現行	改正案																															
相続税小規模宅地等の課税の特例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相続人等が事業又は居住を継続しない宅地等であっても、200㎡まで50%減額できる。 2. 80%減額の要件を満たす者と満たさない者が宅地等を共同相続する場合は、要件を満たさない者についても80%減額できる。 3. 一棟の建物の敷地のうちに特定居住用宅地等に該当する部分とそれ以外の部分がある場合、敷地全体が80%減額できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等は、減額措置（現行：200㎡まで50%減額）の適用対象から除外する。 2. 一の宅地等を共同相続する場合は、取得者ごとに適用要件を判定し、要件を満たさない者については減額をしない。 3. 一棟の建物の敷地のうちに特定居住用宅地等に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して減額割合を計算する。 4. 被相続人等が居住の用に供していた宅地等が複数ある場合は、特定居住用宅地等は被相続人等が主として居住の用に供していた一の宅地等に限定されることを明確化する。 上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用する。 																															
定期金に関する権利の評価（相続税法24条の評価）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付事由が発生（被保険者死亡等）の場合 <table border="1"> <tr> <td>(1)有期定期金...次の</td> <td>のいずれか低い額</td> <td>給付金総額 × 残存期間に応じた次の割合</td> </tr> <tr> <td>残存期間</td> <td>割合</td> <td>残存期間</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>5年以下</td> <td>70%</td> <td>15年超</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25年以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>60%</td> <td>25年超</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>10年以下</td> <td></td> <td>35年以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年超</td> <td>50%</td> <td>35年超</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>15年以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 1年間に受けるべき金額 × 15倍 (2)無期定期金 1年間に受けるべき金額 × 15倍 (3)終身定期金 1年間に受けるべき金額 × 受給権者の年齢に応じた倍数(1～11倍) 2. 給付事由が未発生の場合 払込済保険料等(総額) × 払込開始時からの経過期間に応じた割合(90%～120%) 	(1)有期定期金...次の	のいずれか低い額	給付金総額 × 残存期間に応じた次の割合	残存期間	割合	残存期間	割合	5年以下	70%	15年超	40%			25年以下		5年超	60%	25年超	30%	10年以下		35年以下		10年超	50%	35年超	20%	15年以下				<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付事由が発生（被保険者死亡等）の場合 有期定期金・無期定期金・終身定期金ともに次の～のうち、いずれか高い額で評価する。 解約返戻金相当額 定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合は、一時金相当額 予定利率等を基に算出した金額 上記の改正は、次の及びの定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用する。 平成22年4月1日から23年3月31日までに締結された定期金に関する権利に係る契約で、同期間内に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したもの 平成23年4月1日以降に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したもの 2. 給付事由が未発生の場合 原則として、解約返戻金相当額で評価する。 上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用する
(1)有期定期金...次の	のいずれか低い額	給付金総額 × 残存期間に応じた次の割合																															
残存期間	割合	残存期間	割合																														
5年以下	70%	15年超	40%																														
		25年以下																															
5年超	60%	25年超	30%																														
10年以下		35年以下																															
10年超	50%	35年超	20%																														
15年以下																																	
事業承継税制		<p>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない法人の株式等を、会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図る。この場合に、認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しない等の所要の見直しを行う。</p>																															

【証券税制】

税目	改正案
所得税個人住民税	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入 平成24年の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。なお、非課税口座を開設できる期間は平成24年から26年までの3年間の各年、各年の年間投資額（設定日からその年12月31日までの取得対価の額の合計額）は100万円以下とする。 2. 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例(措法37条の11の2)については、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止する。 3. 上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例(措法9条の6)については、平成22年12月31日まで適用する措置を講じたうえで廃止する。

【消費税】

項目	改正案
仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化 (「自動販売機節税」防止)	<p>1. 事業者免税点制度の見直し 次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く)中に調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととする。</p> <p>(1) 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間(2年間)</p> <p>(2) 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の2年間 上記の改正は、(1)に該当する場合には平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、(2)に該当する場合には同日以後設立された法人について適用する。</p> <p>(注)調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円(税抜き)以上のものをいう。</p> <p>2. 簡易課税制度の見直し 1. により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととする。</p>

【住宅・土地税制】

税目	改正案
贈与税 法人税 個人住民税	<p>1. 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置等 (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 非課税限度額(現行:500万円)を次のように引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者は、1,500万円 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者は、1,000万円 <p>適用対象となる者を、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限定する。 適用期限を平成23年12月31日(現行:平成22年12月31日)までとする。</p> <p>上記の改正は、平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。 ただし平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択適用できる。</p> <p>(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 特別控除の上乗せ(現行:1,000万円)の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例 譲渡資産の譲渡対価の額が2億円以下であることの要件を追加したうえ、適用期限を2年延長する。 上記の改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。</p> <p>3. 居住用財産の譲渡・買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除を2年延長する。</p>

【法人税制】

税目	改正案
法人税 法人住民税 法人事業税	<p>1. グループ内取引等に係る税制(連結納税・大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置関係を除く)</p> <p>(1) 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含む)を行ったことにより生じた資産の譲渡損益は、その資産のグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する。</p> <p>(2) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、完全子法人等の資産の時価評価制度の対象から除外する。</p> <p>(3) 100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人側は全額損金不算入とし、受領法人側は全額益金不算入とする。</p> <p>(4) 100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含む)は組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる。この場合に源泉徴収等を行わない。</p> <p>(5) 100%グループ内の内国法人からの受取配当につき益金不算入を適用する場合の負債利子控除を廃止する。</p> <p>(6) いわゆる無対価組織再編について、その処理の方法等を明確化する。 「100%グループ内の法人」とは、完全支配関係(原則として発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)のある法人をいう(以下2.(1)において同じ)。</p> <p>2. 資本に係る取引等に係る税制</p> <p>(1) 100%グループ内の内国法人の株式を発行人に対して譲渡する等の場合は、譲渡損益を計上しない。</p> <p>(2) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が、自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含む)を適用しない。</p> <p>(3) 抱合株式(合併法人が保有する被合併法人株式)は、非適格合併の場合も譲渡損益を認識しない。</p> <p>(4) 清算所得課税を通常の所得課税に移行する。その際に、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等を行う。</p> <p>(5) 適格合併等における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直す。</p> <p>(6) 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととする。 上記1.(5)を除く)及び2.の改正は平成22年10月1日、1.(5)は22年4月1日以後開始事業年度より適用。</p> <p>3. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度を廃止する。 上記の改正は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用される。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 交際費等の損金不算入制度を2年延長し、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。</p>